

書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月五日

参議院議長 平田健二殿

亀井亞紀子



定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる增收額及びそれらの使途に関する質問主意書

定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる增收額及びそれらの使途について、以下のとおり質問する。

一 平成十七年度及び十八年度の税制改正で実施した所得税及び住民税の定率減税の縮減・廃止による增收見込額（当時）は約三・三兆円と承知しているところ、実際の增收額はいくらであつたか、各年度別に示されたい。

二 当該增收分は基礎年金国庫負担割合の引上げに一部充当されたと承知しているところ、その額はいくらか、各年度別に示されたい。また、当該增收分の残りについて、使途の内訳（特に社会保障給付及び国債償還分）の金額を、各年度別に明示されたい。

三 現在政府が準備している消費税率の引上げが実施された場合、增收見込額はいくらか、初年度・平年度別に示されたい。

四 消費税率の引上げによる增收見込額は、本年二月十七日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大

綱」に記載のある「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策」以外に充当されるか。また、当該增收見込額を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策」以外に充当しないよう、特別会計において管理する考え方はないか。

右質問する。